

3市共同資源化事業に関する説明会会議録

○日 時 平成25年2月17日（日）午後2時～4時

○場 所 東大和市桜が丘市民センター集会室

○出席者 以下のとおり

| 区 分 | | 出 席 者 |
|--------------|---------|------------------------|
| 組 織 市 | 小 平 市 | 環境部長・ごみ減量対策課長補佐 |
| | 東 大 和 市 | 環境部長・環境部副参事 |
| | 武蔵村山市 | 環境課長 |
| 小平・村山・大和衛生組合 | | 事務局長・計画課長・計画課長補佐・計画課主査 |

【会 議 内 容】

【計画課長】

皆さん、こんにちは。3市共同資源化事業に関する説明会を開催いたします。本日の説明会では、3市共同資源化事業を進めるにあたりまして、事業のこれまでの取組みの経過と、ここで3市市長・組合管理者の4者間で、3市共同資源化事業に関する基本事項が確認されましたので、その内容についてご説明をいたします。

本日の説明会は、概ね2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元に本日の説明会資料は、お持ちでしょうか。「3市共同資源事業をすすめています」のA3二つ折りの1枚です。お持ちでなければ、お声がけをください。

それでは、最初に4団体を代表しまして、3市共同資源化推進本部員を兼ねております小平・村山・大和衛生組合の水口事務局長からごあいさつをお願いいたします。

【事務局長】

皆さん、こんにちは。ただいま紹介がありました、小平・村山・大和衛生組合事務局長の水口でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。4団体を代表しまして、ごあいさつをさせていただきます。地域の皆様には、日頃から、廃棄物行政に対し、ご理解とご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、3市共同資源化事業は、小平市、東大和市、武蔵村山市及び衛生組合の4団体で、持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量やリサイクルなどを共同して進めている事業でございます。平成15年当時から4団体でソフト面、ハード面とさまざまな検討

を重ねてきたわけですが、一番の課題は、3市共同資源物処理施設の建設についてでございました。3市と組合の協議の中で、平成17年には東大和市暫定リサイクル施設用地とすることが、確認されておりましたが、その後もさまざまな角度から3市間で実質的協議を進めてまいりました。

そして、平成25年1月8日に3市長と組合管理者の4者間で、いままでの決定内容を一部変更いたしまして、新たな内容として確認し事業を進めていくことになりました。これより、今までの事業の取組み経過のご説明と、ここで確認されたこれから事業を進めるにあたっての、4団体での確認事項のご説明をさせていただきたいと思っております。

この資源物処理施設につきましては、増え続ける廃棄物処理の今後を左右する重要な施設であり、今後の3市のごみ処理計画及び小平・村山・大和衛生組合の焼却施設の規模等にも大きく影響するものでございます。今後、施設周辺の地域住民の皆様、また、3市市民の皆様のご意見等を真摯に受止め、3市共同資源化事業を円滑に進めてまいりたいと思っております。

つきましては、3市共同資源化事業につきまして、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

【計画課長】

ありがとうございます。つづきまして、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

ただいまあいさつをいただきました、推進本部員を兼ねております衛生組合事務局長のほか、推進本部員を兼ねております、小平市、東大和市の部長、また組織市3市及び衛生組合から課長及び課長補佐が出席しておりますので、ご紹介いたします。

最初に、推進本部員のご紹介をさせていただきます。3市共同資源化推進本部員を兼ねております、小平市環境部の岡村部長でございます。同じく推進本部員を兼ねております、東大和市環境部の市川部長でございます。つづきまして、4団体の課長及び課長補佐のご紹介をいたします。小平市環境部ごみ減量対策課谷川課長補佐でございます。つづきまして、東大和市環境部佐伯副参事でございます。つづきまして、武蔵村山市生活環境部環境課鈴田課長でございます。私は、小平・村山・大和衛生組合計画課長の井上でございます。よろしくお願い致します。また、事務局といたしまして組合計画課の片山課長補佐でございます。計画課主査の里見でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、私の方で、進行を勤めさせていただきます。よろしくお願い致します。それでは、資料に従い説明をさせていただきます。

【計画課長補佐】

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、資料の表紙をご覧ください。3市共同資源化事業の背景をお示ししています。これまで、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市においては、資源循環型社会を目指して、廃棄物減量への取組み、リサイクルなどを進めてきました。しかしながら、3市にとって、今後、さらなる廃棄物（ごみ）の減量とリサイクルを進めるうえで処理施設の老朽化や処理能力の限界などの課題がありました。

3市で構成する小平・村山・大和衛生組合（以降は、「組合」と言わせていただきます。）では、老朽化した粗大ごみ処理施設の早急な更新が必要な状況となっており、さらに、3市での廃棄物の収集においては、資源化品目が一致していないことから、組合に搬入される廃棄物も、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが出ている状況にあります。

そのため、平成15年度から、3市と組合の4団体では、平成33年度のごみ焼却施設の更新も視野に入れ、ソフト面では減量施策や3市の資源化基準の統一など、ハード面では3市共同資源物処理施設の整備と現在の粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業」の検討を進めてきました。今回、平成25年1月には、これまで進めてきた事業の変更と今後の事業推進に係る方向性を定めた「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を、3市と組合の4団体で確認しました。この資料は、これまでの3市共同資源化事業の取組みの経過と、確認された基本事項、今後の事業の進め方をまとめたものでございます。

資料をお開きいただき、1ページをご覧ください。3市共同資源化事業のこれまでの経緯、経過でございます。まず、平成15年度から17年度でございますが、3市と組合の4団体の職員で構成する会議において「3市共同資源化」に向けた検討が、平成15年度から開始されました。その検討結果を受けて、平成17年8月23日に、組合の管理者と副管理者として、3市の市長で構成される組合理事者会において「資源物（プラスチック等）の共同処理について」を確認いたしました。確認された事項は、資料にお示ししておりますとおり、①資源物の共同処理に向けて検討していく、②共同処理の用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を借用する、③平成18年度より共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める、の3項目でございます。①の共同処理でございますが、共同処理の対象といたしましては、当時増え続けるプラスチックごみの処理を効率的に行う必要があったことから、プラスチック等としています。②の借用する施設用地については、粗大ごみ処理施設の更新との調整を図り、現在の組合の敷地に集中することなく、分散整備する

必要があることなどの理由から東大和市暫定リサイクル施設用地が選定されました。

次に、平成18年度から19年度でございます。17年8月の確認事項を受けて、具体的な検討作業を行い、まず、平成19年3月には、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書（調査報告書）」を作成いたしました。この調査報告書の内容を踏まえ、4団体は、平成19年12月25日には組合理事者会を開催し「3市共同資源化の今後の進め方について」を確認しました。その内容といたしましては、今後は事業の具体化に向けた作業に入り、平成20年度には一定のまとめを出すことを目標とすることとし、確認された事項は、資料にお示ししておりますとおり、①3市共同資源物処理施設用地として、「現東大和市暫定リサイクル施設用地」を活用すること、②検討対象は、「びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の6品目」とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設用地として、「現小平市清掃事務所用地」を活用すること、④3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は、原則公設とすること、⑤3市共同資源化に向けた、具体的な計画を検討する組織を設置すること、の5項目でございます。①の活用する施設用地は、調査報告書の配置案の検討結果を踏まえ、現在もリサイクル施設の用地となっていること、限られた既存の土地利用が可能なこと、新たな用地を取得する必要がないこと、また、新たな財政負担を伴わないこと、などの理由から現東大和市暫定リサイクル施設用地を3市共同資源物処理施設の建設用地として活用することとしました。

②の検討対象の品目は、現在3市でそれぞれ単独処理している資源のより効率的な処理を目的として6品目を決めました。③の不燃・粗大ごみ処理施設の建替え用地は、処理後の残さの運搬が容易なことから、焼却施設に隣接している「現小平市清掃事務所用地」を活用することとしました。④の施設を公設とした理由は、行政が中・長期的に安定的に責任を持って処理していく必要があることによるものです。

次に、平成20年度から22年度でございます。平成19年12月の確認事項⑤の「具体的な検討組織の設置」に基づき、平成20年2月には「3市共同資源化推進本部（推進本部）」を設置しました。推進本部は、組合助役や3市副市長などで構成し、専門的な調査検討は、その下部組織である担当課長などで構成する「共同資源化検討部会」、「不燃・粗大ごみ処理検討部会」の2つの部会が担当しました。また、資料にはございませんが、平成20年5月には3市市民と学識経験者計13名の市民委員が検討を行う「3市共同資源化推進市民懇談会（市民懇談会）」を設置しました。この市民懇談会は、共同資源化事業を進めるに当たって、「共同の資源化の在り方を検討するためには、3市の市民とともに望ま

しい循環型社会の形成を推進する必要がある」との考えから、設置したものです。市民懇談会には、平成21年3月に報告書をまとめていただきました。その報告書では、プラスチックの処理や施設のあり方について委員の意見が一致しない点もありましたが、幅広い意見を網羅した形で、報告をまとめていただきました。これらを参考とさせていただき、推進本部は、平成22年4月には「3市共同資源化事業の推進について（報告）」を取りまとめました。この報告の要旨は、資料にお示ししておりますとおり、①容器包装プラスチックは、指定法人ルートによる資源化を推進すること、②3市共同資源物処理施設は、限られたスペースの中、機能的な施設として、想定地で資源6品目を処理、運用できる施設とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設には、再生工房や環境学習機能等のプラザ機能を整備し、配置については、小平市清掃事務所側を基本とすること、の3項目でございます。

ここにお示ししているとおおり、この時点で想定していた「3市共同資源物処理施設」は、資源6品目（びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管）を処理対象とする施設でございました。

そして、平成22年4月以降は、「3市共同資源化事業の推進について（報告）」に基づき事業を進めてきたわけですが、その後の平成22年6月、東大和市において、平成19年12月の理事者確認事項では、共同資源化の検討対象が6品目とされていたため、用地の制約など課題があることから、「3市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可能である」との決定があり、事業を進めることが困難な状況になりました。

その後、平成23年1月に実施した推進本部会議において、「東大和市の決定が覆らないということであれば、それに変わる考えを示していただく」という共通認識を4団体が持つことになりました。

次に、平成23年度～現在でございます。その後、小平市、武蔵村山市と組合は、東大和市に代替案の提示を求めてまいりました。そして、平成24年11月には、東大和市から小平市及び武蔵村山市に「3市共同資源化事業の取扱いについて」が提案されました。

その内容は、資料にお示ししておりますとおり、①住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことを第一としたうえで、②3市共同資源物処理施設の取り扱う資源物の品目を6品目から2品目（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）に変更すること、③3市共同資源物処理施設には、還元施設として環境学習機能や再生工房等、プラザ機能の充実を図ること、の3項目でございます。

これを受けて、3市による実質的な協議が進められ、平成25年1月には、「3市共同資

源化事業に関する基本事項について」を3市市長と組合管理者の4者の間で確認し、本日の説明会に至ったものでございます。

次に2ページをご覧ください。4団体で確認した基本事項の要旨でございます。この基本事項は、推進本部報告（平成22年4月）内容の変更と今後の事業推進に係る方向性を決める必要があるため、平成25年1月に、4団体で確認されたものでございます。

まず、1住民の理解を得るための4団体の一致した行動についてでございます。4団体は、3市共同資源化事業を推進するに当たり、ハード施策のひとつである、3市共同資源物処理施設の整備を協調して実施します。そして地域住民の皆さんへの理解を得るため説明会を行なってまいります。また、現在、開催している説明会以外に可能な範囲で、皆さんからの要望に沿った方法で説明会を開催してまいりたいと考えておりますので、組合へご連絡いただきたいと思っております。さらに、3市市民への説明会も3月に開催を予定しております。開催日程等につきましては、3月初旬の各市の市報に掲載を予定しております。

次に、2品目の処理施設（3市共同資源物処理施設）についてでございますが、3市共同資源化事業として整備する3市共同資源物処理施設は、下の表のとおり想定しています。ここにお示ししている内容につきましては、平成19年の調査報告書の段階の内容（6品目施設）を元に、今回、確認された2品目施設との相対的な比較を行なったもので、あくまでも参考資料でございます。特に、確認した基本事項における2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものでございます。そのため、施設の規模等につきましては、具体的な施設整備の段階で、最新の実績によりごみ量などの予測をし直し、見直しいたします。

表の右側の欄（変更後の2品目施設）を中心にご説明いたします。まず、用地でございますが、想定地、東大和市暫定リサイクル施設用地でございます。想定地、につきましては、裏面の3ページに案内図を示させていただいておりますのでご覧ください。案内図にはスペースの関係で示しておりませんが、現在は周りにマンションが多くある状況ですので、ご説明をさせていただきます。また、この点を今後も説明をしていきたいと思っております。

次に、処理対象資源物でございますが、資料1頁の4平成23年度～現在でご説明したとおり容器包装プラスチック及びペットボトルの2品目でございます。それぞれの処理能力は、プラスチック30t、ペット9tの合計39tを想定しております。

次に、建築面積でございますが、2,060㎡程度、構造は、地上2階構造と見込んでいます。次に、稼働シミュレーションでございますが、搬入車両は稼働日当たり120台、

搬出車両は一週間当たり26台程度と見込んでいます。稼働シミュレーションでは、ラインの稼働時間を、5時間とし、操業前の準備や始業点検、ライン稼働後の清掃や搬出物の整理の時間を含め、施設操業時間は午前8時から午後5時まで、昼休み時間を除く8時間稼働を見込んでいます。

次に、緑化について、でございますが、地上部に東京都条例に基づく面積を上回る緑化を図る他、接道部の緑化や屋上緑化を行うことを考えています。

次に、プラザ機能でございますが、地域還元施設として、環境学習機能、再生工房等の充実を図ります。具体的には、3市におけるごみ・リサイクルに関する情報を提供するとともに、環境学習や粗大ごみなどを再生・販売する工房など、プラザ機能を備えることを考えています。最後に、概算経費でございますが、建設費20億円程度を見込んでいます。

続いて、処理対象品目が2品目が変わることに伴い、3市共同資源物処理施設で大きく変わる内容3点をご説明します。(1)として、処理ラインの減少による建築物のコンパクト化でございます。6品目施設では、設備及び処理ラインを上下に配置する必要があり、3階構造を想定していましたが、びん・缶の処理ラインおよび蛍光管・乾電池の保管ヤードなどが不要となることから、地上2階構造とすることができると考えております。

また、受け入れヤードも縮小できることから、少なくとも約300㎡の建築面積を縮小することが可能であると考えています。建物のコンパクト化を図ることにより、地上部の緑化面積の拡大が図れるとともに、建物の意匠等にかかわる自由度が増し、美観も向上させることができると考えております。

つぎに、(2)処理対象量の減少に伴う環境負荷の軽減でございます。処理能力が60トンから39tに35%縮小するため、敷地内の作業車両の往来、搬入車両と搬出車両の減少が見込まれます。また、破碎音や積み込み音の比較的大きなびんや缶を取り扱わないことから、2品目施設とすることで、操業騒音についても一層の軽減が見込まれます。

つぎに、(3)環境配慮及び地域還元についてでございます。環境対策は、採用可能な最新技術の導入を図り、周辺環境に配慮した施設とします。また、6品目処理施設ではなかった「プラザ機能」を地域還元として配置することから、ただ単に資源を処理する施設としてではなく、ごみの資源化を通じた環境啓発、環境学習を行う施設としての利用も可能となります。

最後に、3今後のスケジュール等についてでございます。今後、事業説明は、平成25年3月末までの期間を目途に開催していきます。そして、推進本部は、住民への事業説明

の結果を3市市長と組合管理者に報告いたします。

次に、3ページをご覧ください。今後、事業を進めるに当たってでございます。2ページで説明いたしましたように、資料の2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものになります。そのため、施設の具体的な内容は、今後策定を予定している（仮称）基本構想などで明らかにしていきます。また、今後の事業を進めるに当たっては、想定地周辺の地域住民の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えております。私たちといたしましては、現時点では、プラントメーカーへのヒヤリングや類似施設の状況などを踏まえた望ましい施設の姿に関して、その考え方についてご説明させていただきます。

1つに、道路交通への影響でございます。計量機の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な車両待機スペースを確保することにより、施設内に収集車両が集中し、進入できない車両が公道に停車（公道待機車両）し、一般車両の通行を阻害しないようにします。

また、周辺道路への影響については一般車両の走行量に対して、収集・運搬車両は相対的に少ないため、影響は軽微であると考えています。

2つに、周辺環境との調和でございますが、この対策といたしましては、2品目施設への変更から確保できる十分な緑化面積を活用するとともに、屋上緑化やデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とすることができると考えています。

3つに、操業に伴う騒音・振動・光害でございます。この対策といたしましては、資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止するよう計画いたします。これによりラインの稼働による騒音を防止するとともに、フォークリフトなどの作業車両のライトの光の拡散についても防止いたします。また、振動を発生させる恐れのある圧縮機につきましては、堅牢な基礎に設置することにより振動の伝播を抑えます。

4つに、臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策でございます。この対策といたしましては、施設内の気密性を保ち、施設外への漏洩を防止します。施設内の空気を吸引することにより、施設内の気圧は外部よりも低くなり、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止いたします。また、発生する臭気やVOCへの対策については、確立された最新技術、具体的には吸着や酸化分解等の効果的導入などを図ることで除去いたします。

5つに、生活環境影響調査でございます。実際の建設に向けた手続きを行なう段階では、

「生活環境影響調査」を実施し、縦覧による公表を行い、住民の皆様の意見をうかがいながら、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設として建設に着手いたします。

最後に、6プラザ（環境啓発）機能についてでございます。こちらは、2ページでも説明しておりますが、2品目処理施設には地域還元施設として環境学習機能、再生工房等の充実を図ることを考えております。このプラザ（環境啓発）具体的機能につきましては、地域住民の方々との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等も備えた地域の利便につながる施設として整備内容を検討していくことを考えております。以上で説明を終わります。

【計画課長】

説明が終わりました。ここから質疑に入らせていただきますが、司会進行のほうを計画課課長補佐へ代わらせていただきます。

【計画課補佐】

ご質問、ご意見があると思いますが、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

【住民】

まずこの施設の必要性について、全然理解していないんですけど、行政の立場からして、この施設、建てなければいけないんですか、建てられれば建てるんですか。どっちなんですか。

【計画課補佐】

施設の必要性でございますけれども、なかなか今、説明申し上げたとおり、3市共同資源化事業というのは、ソフト面とハード面の側面を持っています。4団体一致しているのは、長期ビジョンとして、拡大生産者責任と言われるものを追及していこう、一般化していこうというところがあります。

【住民】

一言でいいんですけど、建てなければいけないのか、建てられれば建てるのか、どっちなんですか。

【計画課補佐】

施設ですか。

【住民】

はい。

【計画課補佐】

施設は必要な施設として建てる。

【住民】

建てなければいけないんですね。

【計画課補佐】

はい。

【住民】

建てなければいけないときに、住民の理解が得られなかった場合どうするんですか。

【計画課補佐】

皆様方の今回の説明会の意見を踏まえて、推進本部のほうで判断させていただくということになります。

【住民】

理解が得られなくても強行だということなんですね。

【計画課補佐】

理解が得られるように説明はしてまいります。

【住民】

理解が現状、得られているか、得られていないか、どちらかという、現状の把握としては、現状では理解を得られていないという把握をされているんですか。

【計画課補佐】

おっしゃるとおり現状ではご理解をいただいていないと考えておりますので、このように説明会を丁寧に開催していきたいと考えています。

【住民】

その現状の理解が得られたというのは、何をもって得られたなというふうに変わるんですか。

【計画課補佐】

今回の説明会の内容につきましては、しっかり要望、意見もそうですけれども、まとめまして、推進本部のほうで、それをもとに一定の判断をさせていただくと。

【住民】

理解を得ようとしている対象者の範囲がいまいわからないんですけど、例えば今、建設の予定地から半径1キロで考えた、円で考えたとき、そこの住民に対する理解を得ると

ということからすると、今、現状、何パーセントの理解が得られていて、将来理解を得ようとしている目標値は何パーセントなんですか。

【計画課補佐】

パーセントであるとか、そういうことは考えてございませんで、こういう説明会の中でいただいた意見の中で判断させていただくということ。

【住民】

こういう説明会をしているということは、理解を得ようとして、していると思うんですけど、その説明会の効果というのはどのように判断されるんですか。何をもって効果あったなとか、ああ、これでいいなというのは。

【事務局長】

衛生組合事務局長の水口でございます。

先ほど来、説明会につきまして理解を得られたかどうか、あるいはどのあたりの方々の理解を得られたかということをお伺いをされているかと思えますけれども、今回、今までの長い経過の中で、一部変更がございまして、新しく4団体で、こういう方法でやっていけないかということでご説明をさせていただいておりますので、現時点で、きょう、地域の周辺の方は3回、説明会をさせていただいておりますけれども、この後、組合周辺の地域の皆様方、また、来月は3市それぞれの市で、市民の方への事業のご説明を申し上げる予定でございます。そういった地域住民の方、また3市市民の方、いろいろなご意見を、こちらのほうで事業の説明をさせていただいて、それでご意見等をいただいた上で判断させていただきますので、今、何パーセント賛同が得られたとか、そういったことは、現状では、こちらで申し上げる状況ではございません。とにかく皆様方に、私どもの内容についてご説明を申し上げ、それに対してのいろいろなご意見をいただいて、その後、こちらのほうで、先ほど、推進本部会議というのがございますけれども、その中でどういうふうにしていくかというような判断をさせていただくという予定でございます。以上でございます。

【住民】

その判断は、いつ下されるんですか。

【事務局長】

資料にも一応ございますけれども、ご説明のほうを3月末までにおおむねさせていただいて、その後、判断をさせていただくような、現時点では予定でございます。以上ござい

います。

【住民】

この施設、いつ建てるんですか。

【計画課補佐】

4月、今、水口のほうから申し上げまして、その報告の後、手続に入りたい。具体的には仮称の基本構想の作成に入りたい。

【住民】

その3月末に、今の理解されていない方が、理解されるというような見込みの上の話を今されているんですか。うまくいった場合の話ですか。うまくいこうがいくまいが関係ないんですか。到底理解できる気がしないんですけども、今、この緑の紙の中身だけだと。それ、3月で説明会終わって、その後に手続に入るっていうふうにおっしゃっているんですけど、到底、自分個人で言うと、理解できそうにないんですが、理解、ほかの方も理解されるというような見込みの上に、その予定を立てているんですか。

【事務局長】

見込みということになりますので、現時点ではですね、何が何でもということではないわけでございます。最初に、冒頭申し上げましたように、地域の皆様方、あるいは3市市民の方々の理解をいただくための説明会でございますので、今時点で得られなかったからどうかとか、得られたからどうということは、とにかくご説明をさせていただいて、そして皆様方の、とにかくご意見をいただくと。伺って、その上で判断させていただきますので、施設がすぐにできるとかできないということは、現時点は申し上げるべきではないと思います。ただ、ここに書いてございますとおり、先ほど申し上げましたけれども、この施設について、ごみの減量だとか、またリサイクルを進める上で、それから私どもの焼却施設の更新、また粗大ごみ処理施設の更新、こういったものが全て影響するものでございますので、気持ちとしては、何とかこの施設をやっていきたいというふうな気持ちでございます。以上でございます。

【計画課補佐】

どうぞ

【住民】

まず冒頭にですね、録音とカメラは不可だというお話ですよ。これはどういう意味か、私ちょっとわからないんですけど、私たちは、このレジュメに書いてある内容以外に、い

ろいろご説明がありましたので、これから質疑応答の内容を持ち帰って、ゆっくり検討したいと思って、実はきょう、録音テープを持ってきたんですけど、なぜいけないのか、それがちょっと理解できないんです。

それから幾つか疑問点、感じているところがありますので、続いて発言をさせていただきます。目が悪いのですみません。近隣住民ということを盛んにおっしゃって、何か、近隣住民の意見を尊重するようなご発言が、今まで、これまでに何度もありまして、私たちはそれに期待して、いろいろ意見を申し上げて、東大和市以外にも陳情書を出させていただいて、組合のほうにも陳情書を出させていただいて、それから市民懇談会に出なさいという話があって、そこで議論したりするあれだったものですから、この地区では、私と2人が参加させてもらって、いろいろ意見を述べさせていただきました。それに対して、具体的に何も答えがないのに、もうここまで説明が進んできているわけですからということにも疑問を感じています。

それらから、まず……。

【住民】

すみません、聞こえません。もうちょっと聞きたいんですけど。

【住民】

それに関連して、平成19年の12月に、近隣住民に、予告は全くなく、3市で方針が確認されたという状況があります。そういった状況からしても、平成19年12月というのは、我々はもうここに住んでいたんですね。そういうことに、我々住民に対して、何の事前説明もなく、そういう方針が、あの場所の選定が決定された。確認されたということですので、これはむしろ東大和市のほうに申し上げるべき話だと思うんですけども、それに対しても疑問を感じております。

それから、ここの場所のように、これだけ住宅だとか老人の施設に同一平面で近接している例は、恐らく私は、ほかに例がないんじゃないかと思うんですね。極端に接近しています。だからそういう点でも疑問を感じています。

それから市民懇談会に参加させてもらったときに、他の施設の見学をみんなでさせていただいたそのときの状況を見てみますと、最近できた立派な施設であっても、扉は開放して、実際には作業が行われていると。建物外の敷地の中を歩いている、かなりおいを感じるというふうな状況もありました。ですから、いろいろ対策をおっしゃっていただけども、計画はきちんとできているかもわからないけど、なかなか実際、使い始めると、

そうはいかない条件もあるんだと思うんですね。だからそういう点でも、我々は信頼していません。

それから環境調査ですけれども、これだって、きちんと調査しますというご説明がありますけれども、数年前、おとしでしたか、2～3年前だと思っただけでも、東大和市のほうで、現在の施設の環境調査をやりますということでやられたのを見ましたけれども、あれじゃあ環境調査にならない。風上のほうで、1か所だけ、実際のそういうプレスをやっている場所から離れた、他の建物の影のところで、しかも風上で1か所測定して、これでやりましたという報告が出ているわけですから、そういう面でも、東大和市のやられていることは信用できないと私は感じております。

そのほか、いろいろまだ疑問点はあるんですけど、きょうはそういうことで、帰ってゆっくり検討させてもらおうと思って来たんですけど、レジュメだけではなかなかよくわからない。例えばかなり、60平米まで、細かい数値ができているということは、恐らく平面計画だとか、そういうものが使われていいんじゃないかと思うんですね。ところが建築面積だけ出ていて、これじゃあ説明にならないと思うんです。どういう建物を考えているのか、平面図も想定した平面図を、この建築面積が出た根拠になる想定平面図も、やっぱりつけられるべきではないかと思うんですね。

皆さんよく、これから資料が出てきたときに注意して見られないといけなと思うんですけど、平面図が出てきても、もともとこういうことは、私は絶対にやってもらいたくないと思っているんですけど、それでも強引に、計画がもっと具体的に出てきたときに、さらに増築の余地がないとか、あるいは設備の増設の余地がないとか、その辺もよく目を凝らしてチェックしないといけなと思うんですね。これは皆さんに申し上げておきたいと思うんですけど、疑問点の一例として、ちょっと話させていただきました。終わります。

【計画課補佐】

内容は何かあったと思いますが、まず写真と録音の件でございますけれども、写真については肖像権があるだろう、録音については個人情報だろうということで、私どものほうで、こういうルールでやりたいということで決めましたので、ご協力をお願いします。発言の内容が録音されて、ほかの方が使われるとなると、その発言の内容に制約がかかるのかなと。自由度がちょっと奪われるのかなと思いましたので、そのように今回の説明会をさせていただいております。

次回以降といいますか、また次の機会、順次説明会はやっていきますけども、そのときにまた検討させていただいて、対応できるのであれば、対応するような形をとっていきたいと思っています。

それから今、発言していただいた、意見を出していただいた方は、私どもの市民懇談会、先ほどの資料の中にあります市民懇談会の委員としてご協力いただいた方なのですから、よく内容をご存じと思いますけれども、白紙撤回、それからリサイクル施設そのものが必要ないという意見もたくさんいただきました。そんな中で何かを選ばなくちゃいけないということで、ちょっと長くなりますけれども、3市、私どもではやっぱり拡大生産者責任につなげる容器包装リサイクル法に乗っていくべきだと。2品目施設、特にペットボトルとプラスチックについては公設でつくっていくべきだという判断があったわけでございまして、その辺は、確かに意見無視と言われれば、その懇談会の中の委員の方の全てを網羅するような形にはなってございません。

それから確認事項なんですけれども、今のを簡単にご説明いたしましたけれども、当初6品目ということで進めてまいりました。非常に厳しいご意見もいただいた中で、東大和市さんのほうで、ぜい肉をとったと言っていいんでしょうか、2品目施設を提案され、3市で協議され、4団体で確認したというような流れでございます。

それから住宅地に隣接という部分がありますけれども、全国を見ましても、今、容器包装リサイクル施設がつくられている状況なんです。後でデータを出してご説明できたらと思いますけれども、実際には狛江市さんのほうの施設、これは小さな施設でございまして、住宅地のど真ん中にある施設もやっぱりあります。狛江市ぐらいのところになりますと、市街地以外に市地域がないので、そういう施設もございまして、基本的には、ごみは自区内処理が原則というのが社会的合意になっておりまして、基本的にはご自分で処理されると。自分の庭で処理される。これは昭和20年代、30年代前半までそうでしたけれども、そこを進めてきた上で、いろいろな昭和40年代にごみ戦争なんていうことがありまして、やっぱり自分の地域のごみは自分で処理しよう、そういうような基本的な社会合意ができておりますので、東大和市さんもそうですけれども、小平市さんでも、武蔵村山市さんでも、ほぼ全域が市街化されている地域では、やはり市街化された地域でも、必要な施設であればつくっていかざるを得ない、こういう状況があるということでございます。

あとは環境調査でございまして、東大和市さんの調査では不十分というお話があ

りました。東大和市さんがどんな調査をしたかは、私は分かりませんが、環境影響調査になりますと、かなりグレードの高い調査をいたします。なおかつ、調査をするに当たっては、皆さんのご意見を伺って、こんな調査もしてくれ、あんな調査も心配だと。そういう項目を抜き出しをして実施したいというふうに、そういうふうに考えてございます。

それから細かい建築面積が出ているので、実際にはもう図面ができていないんじゃないか、隠しているんじゃないかというご意見なんですけど、この事業を進めるに当たりましては、確かにご批判をかなり受けておまして、住民の皆様にご理解をいただけない中で、具体化を進めないでくださいというふうに言われております。そんな関係で、今回も、実際の姿をお示ししないで、こういう確認ができました。4団体で、2品目施設でやっていく確認が取れましたというご説明をしているわけでありまして、全く具体化はしておりません。これから、ここで一定の住民の皆様の理解が得られたかどうかの判断をさせていただいて、そこから図面の作業に入りたいと考えてございます。

あとは他の、先進の施設でも、においを感じたということでございますけれども、確かにごみが入ってきますので、においを皆無ということは、ちょっと難しいかと思っておりますけれども、そちらも新しい、例えば懇談会で見学した施設にはなかった高速シャッターであるとか、二重扉ですとか、そういうものを研究していくことで、対応は十分可能であると考えてございます。

それでは、前の方。

【住民】

一番最初の方の質問の続きになりますが、まず3月末までをめぐりにして開催しますということ、説明会は3月までにして、管理者に報告して、推進本部が判断するということですが、そこまではいいですね。まず東大和としては、地域住民の理解を得るということ、これを前提にして、この提案をしたと聞いています。それで、地域住民の理解を得るという判断を最初の方もたくさん聞いたと思うんですが、地域住民の理解を得たかどうかというのは、3月末までに決定するというものでいいですか。

そしてここに書いてあるのは、いつもあなたたちのは変なごまかしがきくんで念を押しますが、2ページ目の一番最後の行。事業説明の結果を3市長と管理報告者に報告します。ここにある事業説明の結果とは、近隣住民の理解を得るための説明会でよろしいですか。

【計画課補佐】

お見込みのとおりでございます。

【住民】

ということは、これから3市市民に対しての説明会をずっと言っていますね。その分は含まれませんね。その方たちが理解したから進めるということじゃなくて、あくまでこの、近隣住民の理解がなきゃ進まないということですよね。

【計画課補佐】

お見込みのとおりです。よろしいですか。

【住民】

どうぞ。

【計画課補佐】

3市市民への説明会は、こういう事業を進めていると。言い方はちょっとあれですけども、この場所にこういう施設を建てさせていただくということで、4団体一致したので、市民としてその内容を知っていただきたいという位置づけでございます。

【住民】

ここの住民が納得しないうちに、3市の説明で、ここの住民が納得しないから進んでいけませんということで説明されるわけですね、3月に。そうですね。ここの住民の説明を無視して、ここが納得していないうちにやるということですから、その続きをまず聞いていただきたいんですけども、推進本部の方たちは、ここの責任者が誰かということになったら、一番最初の日に来たときに、推進本部だということをおっしゃいました。それで、その人たちが言うのには、今ここに到るまでに、もう10年もかかっていると。15年から我々はやっているんだと。今始めたわけじゃないとおっしゃいますけれど、私たちはここに20年の4月に、初めてこういう計画があると振られました。もう、その時点で5年たっています。私たちに知らされるまでに。そして20年の4月にあったときには、ここで説明されたときには、ここにまだ計画があるわけじゃない。想定地だからここに建てること決まったわけじゃないと。ここに建てたら、どのようなものが建つか、1つの絵を描いただけだ、そう言ってあなたたちは帰られました。その後、私たちは、ここが想定地以外の何ものになったとも聞いていません。

ところが、これは23年1月25日の推進本部の会議です。あなたたちが、自分たちがやっているという推進本部です。ここが中心だと言っている。その中心のところは何と言っているかという、東大和の建設環境部の参事が、これまでの説明会でも、想定地であって、決まったものではないという認識で話をしてくれているのが事実だと。そのように東

大和市の人は、私たちに対しての説明が、想定地であるということを超えていない説明をしてきたということ、東大和市では認識しています。ところが武蔵村山市の副市長は、ここまで話を伺っていると、あくまで想定地であるという主張と、基本構想まで策定するところまで来て、ある程度のコンプリートされたものであるという、想定地に対する考え方に開きがあるように思われる。小平の副市長は、想定基本構想案まで策定しようというところまで来て、単なる候補地であるとは言えないと考えていると。

これだけ3市の差が出ているわけです。じゃあ、この3市の差がどこで出たかという、あなたたちは勝手に、自分たちが推進本部で、中心でやってると言いますが、私たちに推進本部は何かしてくれましたか。私たちは、20年には、もう東大和市と衛生組合に陳情書を出しています。それで、ここが想定地になったことについても説明しろと言っています。そういう説明もしてこないで、それで想定地になったという、私たちに最初に衛生組合が来て話しました、そういうふうに、想定地だと。ここは。その後、推進本部が責任を持ってやって、東大和では陳情書を20年に受け取られていますし、衛生組合のほうでは、陳情書は21年に、趣旨採択したので、その後で、衛生組合の推進本部が私たちのところに来て、あなたたちのところは、基本構想までできていて、ここは想定地じゃないんです、もう。そんな想定地というような甘いところじゃないんですということを、推進本部はやってきましたか。やってこないで、ここに来て今、初めての説明会ですね、自分たちでチラシ配って、ここまで人を集めたの。それで、それを2月の頭か何か配って、3月には自分たちで結果を出す。1か月で。そんなばかなことは、私は認めませんし、私は絶対反対です、皆さんもそう思っていると思います。

終わりましたので、次の方どうぞ。

【計画課補佐】

ご意見が多いようなので、半分ずつでいきますか。じゃあ、最初にこっちでよろしいですか。こちらを中心に、黄色のジャンパーの方。

【住民】

自分、とりあえず、この話初めて聞いて、よくわからないんですけども、私自身が納得する理由というのを先に申し上げまして、それを納得するための質問をさせていただきます？ 一応3点ぐらいあるんですけども、私自身、ここ住んでいて、建てても必要であれば、建てるんでいいと思うんですけど、私自身、これ建てて、自分の健康被害が多分あれば、絶対反対です。周りに住む人も、全員、健康被害が全く出ません、そういうものであ

れば、まあ、いいんじゃないかと思います。

それを納得するために、ちょっと確認させてください。この施設建てますとって、まあ一応、概要はできていると思うんですけども、この施設、実際の環境被害、これ、どのくらいあるかって、きちんと想定しているのでしょうか。そのデータが、公表できるものであるかどうかというのがまず1つあると思います。

2点目なんですけど、こちら、最初の計画から品目を減らしましたって言っています。ごみの搬入量、処理力、こちら39トンに減って、65%ぐらい減りましたって言うんですけど、今計算しましたら、搬入する、これはごみのトラックだと思うんですけど、これが120台と書いてあるんですね。で、これ計算すると、0.78%、搬入量、処理能力よりもトラック入るの多いんですね。出ていくのは逆に0.5、5割。すごくつじつま合わないんですね。なんで、この工場の処理能力自体がどういうものか全くわからないというのがもう一つ。

3点目なんですけれども、これ、定期的に今後、環境影響調査しますとって言っています。調査する人はどこでもいいとか思っているんですけども、工場が想定、先ほど質問したような想定地、それを、大幅にこういう数字が出た場合、これは住民に対してどういう対応をされるかというのが全くうたい文句ないんですね。私的には、想定値を大幅に超えました。工場の能力が足りませんとかいうことで、対応しますということだったらいいんですけども、想定超えました。環境被害が大量に出ました。そういうときに、それに対する補償があるのかなどが全然ないんですね。普通に考えると、事業を進める場合だと、まあ、何かしら近くに工場、自分たちとかで、企業で、工場を建てます、隣のビルとか建てますとかって、普通だったら日照権みたいなものが発生したりするので、ここの住民にどれくらい影響出ます。そしたら、こういう影響が出る人に、いいですよねというのが、まず普通は住民に説明と思うんですけど、このパンフレットだけで、今回の1回だけというのは、自分はやっぱり納得できないかなと思うんですね。

だからやっぱり、少なくとも私自身は、影響がどのくらい出ます。でもあなたには影響ありませんというのが欲しいかなと。とりあえず私、その3点が聞きたいと思っています。以上です。

【計画課補佐】

ご指摘ももっともで、きょうまで、そういうご指摘がございました。この事業については非常に皆様の関心も高い、はっきり申し上げるとご批判も多いものですから、具体的な

ものを示さない、示してご説明するという段階までいっていない段階なんですけれども、今回、2品目施設でこれから検討を開始するという説明なんです。ですから図面等は一切引いていないです。こういう形に6品目施設で今まで進めてきたものが、2品目施設に目標を変えて、それでこれから進めますということで、今、口頭で私が健康被害をどう想定しているのか。それから2品目施設について、台数が減ったり、減っていなかったりしていると。それから環境調査についてもわからないというご指摘、そのまま、そのとおりなんでございますけれども、これをご理解いただくためにつくるのが、次の段階の基本構想、仮称の基本構想でございます。

ちなみにトラックの台数につきましては、細かいことですが、プラスチックというのは軽いものですから、どうしても台数が多くなってしまいます。瓶・缶のほうは比重が重いものですから、1台のトラックにたくさん詰めるものですから、台数は少ないということになります。

【住民】

すみません、今の答えでとりあえずはわかるんですけども、1点、やはり、図面を引き始めましたと。ある程度想定はしたときに、最終的には想定が全部出てくると思うんですけども、それは公表されるタイミングというのがどのくらい想定されているんでしょうか。それも1つ聞きたいんですけど、よろしいでしょうか。

【計画課補佐】

作業の時間ということになりますよね。

【住民】

時間ではないです。とりあえず近隣の住民の理解が得られたという話が多分、最終的に出て、事業が進むと思うんですけども、そのときに、先ほど、自分が気にしている環境被害の影響とか、想定値とかは絶対出ると思うんですけども、それは公表されるのでしょうか。もし公表されないというのであれば、そもそも、やはり私はその時点で賛同できないかなと思うんです。そこが一番重要かなと思うんですけども。

【計画課補佐】

もちろん公表いたしますし、説明させていただきたいというふうに考えています。

【住民】

それは時期がどのくらいになるんですか。

【計画課補佐】

その判断が、私どものあれですけど、3月末までに一応、説明会を終えて、4月に判断いただければ、そこから作業になりますので、年度内には作成したいと考えています。

【住民】

すみません、私の理解がおかしいのかわからないですけど、3月ぐらいに住民の全員が理解されます。事業が進みます。例えば12月に工場の設計図できました。スペックも全部出ました。そうすると絶対に、工場の環境影響度も全部出ますね。出た時点、例えば12月ですと、その辺のあたり、工場から半径300メートルぐらいは何かしらの影響が出るっていうレベルであったというのを公表されたときに、私たちは反対できるんですか。そもそもその理解する前提が、やはり最初の方がおっしゃっていたんですけども、理解というのが、基準値をこれと、これと、これって、普通は言われているものですけども、どうなんでしょうか、私の意識がずれているのかどうかなんですけれども、とりあえず理解するというか、賛同するための条件がすごく少ないかなと思うんですね。

【事務局長】

今のご質問ですけども、仮定の話をここであまり申し上げるのは、なかなか厳しいわけですけども、仮定としてお話をさせていただければ、一般論としまして、大体、施設をつくるのに4年から5年ぐらいはかかります。その中で、こういった住民の方へのご説明を踏まえて、この後、基本構想案みたいなものが出てきますけれども、これはまだコンプリートされた、きちんと中身がコンプリートされたということではございませんので、環境影響調査をやり、また、施設の基本計画なり、実施計画なり、そういったものを踏まえて、だんだんと固まっていくものでございますので、今ご質問の、今、手持ちのものが、まずご説明をする段階ですので、細かい、そういったデータの資料がございませんけれども、この先、可能性としてそういうことがあれば、基本構想案という中では、もう少しきちんとしたものを、これはまた委託の仕事も踏まえて、ある程度のものをつくって、皆様方には、またその段階でお示しをさせていただくというような段取りになりますので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

【住民】

それでは、その具体的な話がまた出たときに、またお話があるということで、認識でよろしいでしょうか、まずは。

【計画課補佐】

そのとおりでございます。

【住民】

わかりました。ありがとうございます。

【計画課補佐】

じゃあ後ろの方早かったので、マスクの方。

【住民】

まず簡潔に言いますと、絶対に反対です。今回のポイントは、やはり先ほども申し上げていましたけど、健康被害。これです。これがあるのかないのか。それをまず第一に示して、それから説明会を行うというのが趣旨だと思います。それを示されないうちに、こちらが賛同するわけがないですし、私も生まれたばかりの赤ん坊がいますので、これから外でどれだけ遊んでいいのかとか、正直、これが出た時点ですごい不安です。なので、まずデータを出してください。この3ページ目にある最新技術の効果的導入。これで、はいそうですかなんて、絶対ならないですよ。データを出してください。データ。ほかの施設でもありますよね。今こちらにはないかもしれないですけど、ほかの施設で、どれだけ周りに環境被害が出ているとか、そういったデータというのは絶対捨てるはずなので、絶対にそれを出してください。それは絶対出してください、お願いします。質問じゃないです、これは。

あと、東大和と小平と武蔵村山で、何で東大和なんですか。どうやって決まったんですか、それ。

【計画課補佐】

1つ目はデータということですがけれども、今説明できる範囲で申し上げますけれども、一番、今、2面のページにございますけれども、道路交通への影響、周辺環境との調和、美観の問題ですね。景観が変わるという問題。それから操業に伴う騒音、振動、光害、4番目に、臭気及びVOCということがありますけれども、一番懸念されているのがVOC、揮発性の有機化合物ということが懸念されている施設でございます。

これにつきましては公害等調整委員会、いわゆる杉並病と言われる、ちょっと種類は違うのですが、構造は似ておりまして、不燃物を大型車に積みかえる、プレスをする、そういう中継施設がございまして、ここで原因物質を特定しないまま、杉並中継所の操業に伴って排出された化学物質によるものであるというふうに健康被害が出ているという裁定が出ている状況でございまして、私どももそれを一番気にしておりまして、もう一つここには公害等調整委員会の主文がありまして、平成8年9月以降の、ある一定期間以降の

健康被害については、住民の健康不調と中継所の操業とを関連づけることは困難であるということを行っているんですね。1つは杉並中継所の、原因は特定できないけれども、物質は特定できないけれども、化学物質の影響があると言っていて、ある一定期間以降は認められないと言っているんです。この間に何をしたかという、杉並中継所は工場排水の下水放水をとりやめたことが1つ。それから換気系、場内の作業環境の空気を処理する系統、ですから排気、ご家庭で言えば換気扇みたいなものですね。その換気扇から出る系統に活性炭フィルターを設置して、処理して排出するようにしています。

こういうことから、私どもで今、計画しているのは、ペットボトルとプラスチック、それもきれいなものだけですけれども、不燃ごみということで、何でもかんでも入ってくるごみをプレス施設においても対策を施せば、対応可能であるということがわかると思います。

また、もう一つ寝屋川市にある施設もあるんですね。プラスチックをプレスする。これは私どもが今計画しているのと、それほど違わない施設なんですけど、ここでは、住民の方がやっぱり健康被害があるということで訴えられているんですけども、地裁、高裁では、健康被害なしの裁定が、判決が出ておりますし、今、公害等調整委員会の裁定はまだ出ていませんけれども、こちらはモニタリング、常時測定をしております、そのデータを公表しております。そのデータ、インターネットなどで取れるんですけども、それを見ておきますと、周辺環境よりも低い濃度にして排出されているという現状があります。ですからVOCに関して言えば、周辺環境の空気を吸って、それより低い濃度で出しているわけですから、影響はないんだろうというふうに考えております。

【住民】

寝屋川と同じ施設を建てると言っていて、寝屋川では裁判に勝ったと。では私たちは裁判に勝つと言っているんですか。

【計画課補佐】

いや、そういう意味ではございません。それは公共の施設として建てさせていただく…

【住民】

寝屋川よりいい施設が建つんですか。全然わからないんですけど、寝屋川とか言われても。どんなものがあつたのかとか、どんな被害があつたのか知らないんですけど、それより、どれくらい、いい施設を建てるんですか。まだ決まっていないんですね。

【計画課補佐】

はい。

【住民】

じゃあ言えないですね。

【計画課補佐】

言えませんが。

【住民】

同じように、多分、健康被害が出るというふうに考えておけばいいんですよね。であれば、私は絶対反対です。赤ん坊がこれから生きていくんですよ。それ吸って生きていくんですか。赤ん坊なのに公園とかで遊べないなんて、絶対そんなの許せないんで、反対です。

【計画課補佐】

今申し上げたのは、現時点での対策の他団体ですね、他施設の対策の状況でございます、八王子にも同じような施設があるんですけども、こちらデータを公表しておりますけれども、十分低い値になっておりますので、そういう、いわゆる杉並病と言われるような健康被害はない施設として整備することは可能だというふうに考えております。

【住民】

すみません、何で東大和市なんですか。

【計画課補佐】

資料のほうでも説明いたしましたけれども、暫定リサイクル施設の用地につきましては、現在でもリサイクル施設としての用地となっていること、それから限られた既存の土地利用が可能なおこと、新たな用地を取得する必要がないこと、さらに新たな財政負担を伴わないことなどの理由で決められたものでございます。

【住民】

ほかにもそういうところは3市にありますよね。小平とか。

【計画課補佐】

あと予定ですと30分なので、向こう側の方の質問を受けたいと思います。先ほどお挙げになっていたのがねの方どうぞ。

【住民】

平成15年からこの案ができたということですが、この案をつくったのは、まず廃棄物の処理を進める上で限界があるよと。それは急務なんだよということですけど、10年た

ってもこれが進まないということは、この事業は急務じゃないんじゃないかというのが私のまず疑問です。十分に処理されているんじゃないかというのが、そもそも根底にあります。それがまず質問の1点目です。

もう一点目が、今までの質問を聞いていますと、意見を聞いてから決定しますよというのを盛んにおっしゃっていますが、市民懇談会の中でも反対意見があったのに、この事業は進んだ。22年6月で受け入れが不可能だよという周辺住民からの陳情を受けたにもかかわらず、この事業は進んでいる。じゃあ、この説明会を聞いて、我々が反対ですよという意見を出して、この意見が実際に通るんですかというのが2つ目の疑問です。

3つ目の疑問です。先ほど杉並病のお話がありましたけど、杉並の中継所は2009年の3月31日で廃止になっている。要は、何で廃止になったんですかね。そういうところを例に出されて、そこと比べても安全な施設ですよと言われても、我々は納得できない。この3点、お願いします。

【計画課補佐】

皆様にとりましては、やっぱり皆様の近くにリサイクル施設、2品目の施設を計画しているということで、それぞれの状況との絡みについて、関連について、認識されている方もいらっしゃるし、なかなかされていない方もいらっしゃると思うんですけども、まず私どものというか、今、推進本部ではなくて、事務組合の人間として申し上げますと、昭和50年につくった粗大ごみ処理施設、それから焼却施設も昭和50年が1つと、61年竣工が2炉あるんですけども、全国的に見ても非常に古い部類でございまして、多摩地域では両方とも最古と申しますか、最も古い施設になっています。

環境対策のために、例えば粗大ごみ処理施設につきましては、脱臭装置をつけたり、それから選別装置をつけたりということで、改造することによって、比較的現在の施設の機能を満足するような形で維持はしているんですが、非常に古い状況でございまして、粗大につきましては、平成13年度だったと思うんですけども、老朽化調査を行いまして、向こう10年程度が限界だと言われている中で、そういう中で、もう10年目迎えて操業している状況でございます。

ごみ処理施設は、リサイクル施設、これを今、3市でやっていますよね、それぞれ。それが、そこから抜けてきたものと言ったら、言い方が変ですけども、リサイクルできなかったものが34万人のごみを私どもが担当しているわけございまして、さらに私どもで処理した残渣については、最終処分場を日の出町のほうにお願いしていると。ここは4

00万の人口分、多摩地区ほとんどのものがそちらに最終処分されていると。こういう状況の中で、まず、どこまでごみを減らせるのか。先ほど申しましたけれども、拡大生産者責任の一般化を図りたいというのが我々4団体の考えでございますけれども、それをした上でも出てくるものについてはリサイクルをできるだけしていこうということでリサイクルが。その結果、またその網を抜けてきたごみについては私どもの施設で整備していこうということで、早く私どもの施設は、具体的な契約に入りたいんですが、入り口側の条件がなかなか見えてこないの、具体的な作業に入れないという状況がございます。私どもといたしましては喫緊の課題というふうにとらえてございますので、その辺はちょっと違う面でございますけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

【事務局長】

杉並病の今、お話がございまして、廃止になったということでございますけれども、この廃プラスチックにつきましては、サーマルにするとか、あるいは資源にするとか、いろいろな考え方がございまして、当時、23区の区長会の中で、全体でどうしようかというふうなお話がされておったようでございまして、その中で、杉並の中継所のような不燃物とか、粗大ごみの中継所といったものを、全体として10か所ぐらいあったものを、4か所ぐらいに減らそうというような方向性があったようでございます。そういった中で、不燃ごみの減少などもありまして、23区の中で、新たな不燃ごみの中継所というものの体制を、全体を調整した中で、こちらの杉並の中継所のほうは20年の年度末、21年の3月に廃止になったというような経過があったというふうに認識しております。以上でございます。

【計画課補佐】

それからきょういただいたご意見につきましては、私どもは私どもの考え方を申し上げて、十分、説明を尽くせないところもあると思います。それから皆様の意見もあると思いますので、意見は意見として、しっかり記録にまとめて、本部のほうに報告するような形をとりたいたいと思っておりますので、そういう形の取り扱いをさせていただきます。

【住民】

もう一点教えてください。今お話があった、サーマルに変えるというお話がありましたよね。ここの『国土交通白書』なんかを読んでも、ごみの問題は急務だよ、国全体で急務だよと書いてあって、その中でサーマルに変換していこうと。要は分別をしたことによって、燃えるごみを燃やすと、温度が上がらないのでプラスチックを入れましょうねという

ふうには技術的には変わってきているのに、何でここで廃プラ施設をつくらなきゃいけないか。それはなぜですかね。

【計画課補佐】

ですから先ほど申し上げましたように、市民懇談会でも意見が出ました。燃やしたほうがいいという意見も出ましたし、リサイクルすべきだという意見も出ました。ただ、もう一方で、燃やすことに大変反対の方もいらっしゃいます。ごみを燃やすことはとんでもないことだと。私どももおしかりを受けております。また、燃やす装置のほうを強化しますと、ごみ減量の市民意識が低下するんじゃないかというようなこともよく言われることでございまして、4団体では、私どもでは、拡大生産者責任につながる容器包装、指定法人ルートによる資源化をしていこうという判断をしたわけでございます。

【住民】

揚げ足とるようで申しわけないんですけど、燃やすと、燃やしたほうは怒られて、燃やさないよう。つぶすほうは、説明会で反対を出しているんだけど、それでもつくるというのは、反していませんか。民意に。

【計画課補佐】

拡大生産者責任に向けて、4団体が必要と判断させていただいた施設だということでございます。

【住民】

わかりました。とりあえず私の意見は反対なので、確かに反対と。よろしく願います。

【計画課補佐】

わかりました。

ごめんなさい、ちょっと向こう側の方が我慢されているので、また時間の中で戻ってまいります。こちらサイドを中心に。

【住民】

こちらの知識不足かもしれませんが、この資料の中で、中島町だけなんですけども、この話の前提である、私、きょうの資料の中に、この3市の中で、こういう設備でやっています、現状。それからその老朽化で、これからこうした、それがどこどこにまで行かなくても、どういう機能が必要であると。そういうのがこの資料の中にあるかと思っただけで、ちょっと、逆に説明してほしいんですね。今出た、中島町とここだけの問題でした

ら、中島町というのはほとんど東大和市の道路を隔てた隣ですよ。そうすると、武蔵村山は、おれたちはいいのかということになるので、こういう話になっているんじゃないかなど。意味わかりますね、言っている意味。だから、この3市の中で、こういう分担で、こういう設備を持っていますというのを、1回そこで、黒板でいいですから、ちょっと書いていただいたほうが、この話はもっと理解できるんじゃないかなど。

それから、2つ目。この桜が丘の候補になったのは、まあ、言いづらいでしょうけど、いつから候補になっていて、さっきから質問の中に出ていますけども、ほんとうはいつから対象になっているのがあったというのが、もし差支えなかったら教えていただきたい。

それから3つ目ですが、学習プラザ云々と出ていますけれども、新たな費用ということが出るのであれば、余計な機能はつけなくていいと思っているんです。これは設備投資もそうですが、その後の維持管理費が、人件費を含めて、ほとんどマンネリ化になっても、それを維持していくというのが目に見えているんですね。以上です。

【計画課補佐】

1点目、機能なんですけども、これは機能自体は受け入れ供給しまして、それから選別する。これは一般的に手選別ですね。選別をして、その後、プレスをするというような、比較的単純な施設でございます。それに対して、コンベアの位置をどうするか、コンベアの形をどうするか、それからコンベアから手選別に落とす前に、破袋機、袋を砕く機械を入れるのか、それから破除袋機という形で、袋を砕いて、その袋を取り除くまでやる装置を入れるのかということ。それからその後、手選別の負荷を軽減するために、比重差選別機、選別機を入れて、重量物を除去する装置を入れるのか入れないのかというようなところ。それからコンベアについてはいろいろな方式、幅の広さ、速度、ありますけれども、それを選別して、異物を手で取り除くわけでございますけれども、その後のプレス機。プレス機はそんなに種類はございませんが、プレスした後の梱包の方法が、バンド巻きなのか、ボール巻きなのか。またはボールを巻いて、バンドで二重でやるのか。そのぐらいの機能でございます。

ですから、これから詳細の機能に入っていく場合には、そういうところを、どういう機能を選択して、どういう方式を選択して、どういう配置にしていくかというようなことが出てきます。

【住民】

例えば生ごみはどこでやっています……。

【計画課補佐】

そういう面ですか。現状では、3市それぞれリサイクル施設がありまして。

【住民】

だからそこをちょっと書いてもらえば。

【計画課補佐】

言葉でわかると思います。今、東大和市さんのリサイクルされているほかに、プラスチックもされていますよね。これは武蔵村山市の会社のところで多分処理されていますよね。武蔵村山市の会社で処理されている。武蔵村山市のプラと一緒にそこで処理されているという現状があります。小平市、東大和市、武蔵村山市、それぞれリサイクルセンターがあって、プラスチックについては武蔵村山市さんで、東大和市さんの分も今、行われているという状況があります。また、ちょっと、ごみではないんですけども、し尿処理施設については、武蔵村山市さんにありまして、3市、今来ている3市のほかに、武蔵野市と小金井市のし尿を処理している。こういう配置でございます。

過剰な施設は要らないというご意見でございましたけれども、それは具体化する段階で、そういうご意見があれば、そのようにしていきたいと。住民の声を聞きながら、そういうものを構築していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

【住民】

あと、そこが候補に挙がったのが。

【事務局長】

候補というか、お手元の資料の1ページのところにございますけれども、平成15年から17年度のところにありますとおり、14、15年あたりからいろいろな検討をされてきましたけれども、具体的にはっきりと確認をされたのは、17年の8月の、このときの理事者会がございまして、そのときに、②にありますように、東大和市の暫定リサイクル施設用地を借用するということが、このときに確認をされてございます。以上でございます。

【計画課補佐】

こちら側中心にお願いします。よろしいですか。じゃあどうぞ。

【住民】

言いたいことは1個だけなんですけど、ちょっと説明します。我々も2006年ぐらい

のときに、問題というのがここは、大和に、マンションの中でも1つの検討会が生まれまして、その時点でいろいろな検討をしてきましたので、杉並病とか、寝屋川病の、その後の経緯であるとか、例えば東京都が取り組んでいるプラスチックごみとかのゼロエミッションを達成させて、処分場の問題を考えるとということも含めて、我々の出しているごみの問題なので、我々もちゃんと考えていこうということを考えてきました。なので、そういうバックグラウンドを全部わかっている上でここに来て、今ここで、2種類の廃プラとプラスチックごみに関するようなものをつくるということに決まりました。

2, 3年前に1回、全面撤回になったので、新しい形で始めるということになったので、我々にとってみれば、そういうふう聞こえるんです。そういうふう聞こえるので、それをベースにして、ちゃんとした説明をしていただかないと、建設的な議論ができないというのが意見なんです。私はきょうここで、理事代表をして来ているので、自分の意見は申し上げませんが、きょうの内容を持ち帰って、理事会でこれに賛成する、反対するという議論をするのですが、今、申し上げたとおり、僕らはかなり細かいところまで、ごみ問題について、もう知識は持っています。立ち上がってから5年ぐらいたっていますから。なので、きょういただいた紙ベースの、このレジュメベースの話では納得できないような話とかがたくさんあります。我々はわかっているけど、一般住民の方は、そこまで調べられていない方もいらっしゃると思うので、その方たちにちゃんと理解してもらうことは必要だと思うんですね。

差し当たっておっしゃっていましたが、例えば半径1キロとか、その範囲はわからないですけども、住民との間で合意を形成するという、ちゃんとした手続を踏むことが必要だと思うんですね。今、不特定多数の住民に対して、来ただけの人に関して、そちらから決めたことを対面式で話しても、なかなか溝は埋まらないと思うんです。特に今回の話というのは、我々にしてみれば、きょうの集会のビラをもらったときの時点がまずサプライズなんです。サプライズに対して、不特定多数に話して、それに答えて、またサプライズ。繰り返しても、これは終わらないと思うので、先ほど、例えば八王子の話がされましたけれども、八王子も、廃プラ問題でば一っと盛り上がって、一たん廃止になりましたけれども、その後、地元住民と学識経験者と市の人たちが集まって、真摯に議論しましょうということで、3年間限りで議論されました。議論された内容は二十数回にわたって、市のホームページに全部公開されています。ご存じだと思いますけども。

そういうふうな丁寧な手続を踏んでくだされば、こういう問題って、自分たちのごみ

問題なんだから、合意できないことはないと思うんですね。ただ、今おっしゃったとおり、今サプライズ的にやって、レジメベースの話で、アナウンスメント1回やりました。それで来月、もうコンクルージョン持って、結論持って、次のステップ進みますというのは、余りに拙速なので、これは僕、理事会に持って帰ったとしても、多分反対になると思うんですね。

そういう意味で言うと、例えば八王子のケースというのは、1つのケーススタディになると思います。住民とちゃんとした合意を形成するという意味で。そういったものをぜひやっていただきたいと思いますし、そうなったら、地域住民のそれぞれの責任を持って、皆さんが自分の名前と立場をはっきりさせた上で、ちゃんと議論して行って、結論を持っていくと。僕は持っていくと思うので。何が言いたいかという、そういうふうな場をちゃんとつくってくださいというのが私の意見です。以上です。

【計画課補佐】

ありがとうございました。どうぞ。

【住民】

先ほどから、この施設が必要だということの根拠づけとして、拡大生産者責任のことが言われていますが、それで、それを実現するために、この施設をつくと。容器包装リサイクル法に乗せて、ごみを減らすんだということをおっしゃっているわけですが、容器包装リサイクル法は、いろいろ欠点があって、自治体にとっては必ずしもいい法律じゃないわけですね。コストも、拡大生産者責任というのは、そういうプラスチックなんかをつくっている業者とか、それを利用して、中のものを売るとか、そういう業者に、出たプラスチック容器のごみを回収させて、それをリサイクルさせるという、そういう法律ですけれども、コストが実は、集める側の自治体が非常にたくさんコストを背負うわけですね。今、3対7ですね。自治体が負担しているのが7割というふうに言われていますけれども、そういうふうに非常に自治体にとっても負担の重い法律なわけですね。

それで、もっと生産者がそれを負担すべきだという意見が出ているわけです。そういう容器包装リサイクル法に乗せるために、こういう施設をつくるということは、ちょっと問題じゃないかという気がします。それから拡大生産者責任ということになると、今は飲料のメーカーなんかが、容器を回収するために、回収して、自分たちで処理するために、そこへ入れると、返すと、チケットか何かが出てくるというような、そういう、自分たちで回収して、それをリサイクルするという、そういう機会もあるわけですし、それから、例

えば住民ができるだけ自治体が回収するのに乗せるんじゃなくて、住民が直接それを買ったスーパーや何かに、そういうトレーを返すという運動もあるわけですね。そういう形でやれば、自治体も、お金もかからないし、スムーズに行くわけです。

ですから拡大生産者責任ということを追求すると、もうちょっと別な、広い視野から考えて進めていけば、何も自治体がお金をかけて集めたり、お金をかけて処理しなくてもいい、そういう社会になるわけです。ですからそういう方向の取り組みを少しでもしていけば、こういう施設はつくらなくても済むかもしれない。だから、10年先、20年先、これを維持していけばいいのか、それともそういう方向で、お金をかけないで、住民がごみを減らしていくという方向を住民と一緒に考えていくか。そういう問題がここにはあると思うので、ぜひ、そういう広い視野で、拡大生産者責任のところを考えていただきたいと思います。以上です。

【計画課補佐】

ご意見ということでよろしいですか。

もうお一人いらっしゃったと思うんですけど、そちらの方。

【住民】

質問は3つあるんですけども、先ほど、原則、公設とするというふうに言われましたけれども、原則公設とする理由、メリットとかデメリットは何かということが1点。それから先ほどから八王子の例がよく出ていますけれども、現在、日の出町の最終処分場のほうにごみの燃えた灰とかを搬入しているわけですけども、そちらにお座りになっている方は全員、百も承知だと思いますけど、多摩の中では、この3市はワーストシックスに入っている。量が多いというわけですね。先ほど、八王子がこう言った施設をつくられたという話があるんですけど、八王子の場合は、ごみを減らす努力を最優先して、それでもなおかつ出た量だけを処理するというのをやってから、住民に対して説明会をやって、理解を得て、建設しています。

ところがこの市、3市の場合は、その努力はあまりしない。我々から見ると、例えば小平市などは、まだ分別回収をされていないと聞いていますけど、そういう努力をまだ十分しないうちに、こういうものをつくるという話が出ているわけです。ですから、住民の理解を得るためには、ごみを減らすという努力を最大限やってから何かをやるということが必要じゃないかと思います。最終的に、つくっちゃってから、ごみが足りなくなったから、もったいないことしちゃったねという話では済まないわけですよ。そういうところ

はどのようなふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

あともう一点。容器包装、プラスチックの処理が、2品目の中に1つありますけれども、中間処理をやった後に、最後に焼却処分したパーセンテージというのはどれくらいあるか、そちらでデータをお持ちかどうかお聞きしたいと思います。私がちょっと調べてきた情報では、最終的にリサイクルに回った分というのは、100%のうちの16%ぐらいがリサイクルにされたということで、残りの84%は、結局燃やしちゃったという状況があるというデータがあるんですけど、そうすると、先ほど、一番最初に言われました建設物の中で、39トンの処理ができるということなんですけど、そのうちの9トンはペットボトル、残りの30トンが包装物ということなんですけど、とすると、最終的に処理される量というのは、リサイクルに回る量というのは、約4.5トンの分、残りの25トンは全部焼却ということになっちゃうんじゃないかと思うんですね。それであれば、もっと減量を進めた上でやれば、リサイクルに回っているなか、ほとんどなくなっちゃうんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【計画課補佐】

最初に、公設とした理由なんですけど、回答が前後してしまうかもしれませんが、減量する努力をしていただくと。今、拡大生産者責任のところ、持っていったところに返して処分してもらおうと。そういう方法もあるわけですけども、現状ではごみは出てまいります。そういう理念を抱えていても、急にその段階まで進むわけにはいきません。実際にごみは出ていくわけでありますので、そうしますと処理する施設が必要になってくると。そういった最終処分場への持っていく量を減らすためにも、こういうリサイクル施設が必要になってきたということで考えているんです。少しでも処理、処分する量を減らしていきたいという4団体の考え方でございます。

公設とした理由なんですけれども、やはり行政がしっかり責任を持って処理していくことが必要だろうと。背景には、先ほどもありましたけれども、いわゆる杉並病とか、いわゆる寝屋川病とか、住民が不安を感じている方もいらっしゃるわけですね。そういう施設は、やっぱり公共がしっかりやっていったほうがいいだろうという考え方があるんだと思います。

それからプラスチックの処理については、先ほどもいろいろご批判をいただきましたけれども、容器包装リサイクル法になんか乗せる必要がないという意見もありますし、載せたとしても、半分ぐらいはもう焼却に回っていると。または容器包装リサイクル法自体も、

市町村負担が大き過ぎて、拡大生産者責任、企業側の責任が少ないのでよくないという批判もあります。ただ、法律はどんどん変わっていきますので、市町村負担をなるべく少なくする、企業負担を大きくしていくという方向で変わっていくだろうというか、変えていくということ、こういう判断をさせていただいておりますので、その辺は、そういう形でご理解いただきたいと思います。

それでは残り時間が少なくなってきましたので、全体のほうで。

【住民】

すみません、最後、数字の確認だけ。

【計画課補佐】

先ほどからお挙げになっているので、ごめんなさい。今挙げられた方、4名さん。

【住民】

私も皆さんと同じように反対だと思います。反対します。それで、東大和市の方が出てきていると思うんです。市の方が。だもので、自区内処理が原則だよというふうに先ほど来言われておりますけれども、その中で、何で東大和市から提案したということなんですけれども、これの、皆さんの、住民の賛成を得られると思って提案したのか。それとも、いいかげんな形で提案したのか。住民のこの賛成とか何とかという問題はどこに出てくるんですか。それをまず東大和市の方から教えていただきたい。それでないと、やっている意味がないんじゃないですか、そもそも。以上です。東大和市の方から回答をお願いします。

【東大和市環境部長】

今回、東大和から、組合を構成しています小平市、そして武蔵村山市に提案したわけですが、これは、これまで、本市としては、1回は受け入れ不可能ということで結論を出したわけですが、2市と話しする中で、やはりこの3市共同資源化事業は絶対必要だということで、この3市共同資源化事業については、資源物の処理施設だけではなくて、不燃粗大ごみ処理施設も一緒に検討していきまして、そちらも結論を出さなければならないという状況がありますので、本市としての考えをまとめて、それで2市に提案させていただいたと。そういう状況であります。

なぜこういうことになったかということですが、東大和市としては、やはり今後10年、20年先の廃棄物処理をどうしていくかということを考えていた中では、やはり2市と一緒に、廃棄物行政と一緒にやっていきたいと。そういう状況でございます。以上です。

【住民】

関連です。自区内処理の原則というのはどこへ行っちゃったんですか。それとあともう一点は、住民の賛成は得られると思っているんですか。以上です。

【東大和市環境部長】

自区内処理ということはありますけれども、自区内処理で全てやるということになると、ごみの焼却、それから資源物の処理、ごみについては焼却だけではなくて、最終処分までルートとしてあるわけで、それを自区内で全てを完結するという事は、今現在は不可能だと思います。それで、自区内ということの判断ですけれども、東大和、それから小平市さん、武蔵村山市さんを含めた3市の中で、その処理を考えていく、そういうものが自区内処理だというふうな判断に立っているところでございます。以上であります。

【住民】

賛成は得られると思います？

【東大和市環境部長】

賛成が得られるように、十分説明をしていきたい、そういうことであります。

【計画課補佐】

あと3名様ほど、先ほどお手を挙げられていたと思うんですけど。じゃあ女性の方。

【住民】

それで今、お話を聞いていたら、プラスチックが燃やされているんじゃないかという話を聞いて、なるほどと思いました。夜起きると、臭いです。外。においがします。ちょうど焼却炉、煙突のちょうど南側に住んで、400メートルぐらいですね、うちは。それで今はないんですけど、前は2階のガラス窓に、コールタールの点々みたいなのが飛んできていました。だから多分、焼却の煙突の下でなくて、それより北側のほうに、ずっと風が吹いてきて、うちの辺に落ちているのではないかと思います。それで、また今度、プラスチックのあれができるということになると、またうちの南側のところにできるわけですね。それでまた公害が来るということになると、私は絶対に反対です。

【計画課補佐】

あと2名様ほどいらしたと思うんですけど。どうぞ。

【住民】

2度目で申しわけないんですけど、これで私自身の質問、きょうの質問の締めくくりにしたいと思います。まずきょうのご回答では、とても納得できません。それだけは申し上げ

げておきたいと思います。それから先ほど来、話に出ていました杉並とか寝屋川は、ここよりももっと条件のいい場所なんですね。杉並なんて、公園の地下につくっているんですよ。周りにあまり住宅がなくて、かなり一般の建物から距離があります。寝屋川にしてもそうですよ。ここほど近場に迫っていない、住宅が迫っていない場所です。そういうことで、ここよりはるかに条件がいいところでも、VOC被害の訴訟は起きたということ、被害の方々いらっしゃるわけで、それをよく我々も考えないといけないと思います。

それから容器包装リサイクルの問題も、先ほどもいいご意見がありましたけれども、私もこの法律自体が非常に問題は多いと思いますが、一応、法律ができているわけで、それにのっかってやっていくというお話ですけれども、自治体によっては、初めからそれを無視して、燃やしているところも、都内にもいろいろありますし、そういうことも不可能ではないんじゃないかと思います。多額の経費をかけて、せっかくリサイクルしようとしても、先ほどもお話がありましたように、非常にわずかなパーセンテージでしか活用されていない。しかも、その活用できる、もとの容器包装に戻らないと。もうほんとうに、言ってみちゃ悪いですけど、こんなものまでリサイクルでつくっているのかと思うような植木鉢とか、何というか、公園の擬木のようなものとか、そんなものしかつくられていないやに聞いております。そういうことで、無理してこの法律にのっけるということでなくて、やっぱり問題の多い法律の改正に向けて、この3市でも、交渉していただくということも大事じゃないかと、そんなふうに思います。

それから、そういうことがありまして、現在でも何とか3市で、容器包装の処理をやっているわけで、今、無理して、多額の経費をかけて新しい建物をつくって処理をするよりも、まだ当面は、現状のままでしのいでいって、そうして、先ほどお話のあった焼却設備の、何というか、改築を検討されているやに聞きましたけれども、そういうときには、やはり有効に燃やせる焼却炉につくり変えていただいて、それができた暁には、そちらで燃やしていただくというのが一番いいんじゃないかと。新しい設備だと、そういう公害の起こらない焼却炉もできているようですので、そんな努力もしていただけないかなというふうに思います。

東大和、今度は市のほうに、これまで同様、いろいろ疑問があるわけですがけれども、よしんば東大和市内につくるとしても、こんな厳しい用地でなくても、まだほかに候補地はあると思います。直接関係のないかもしれませんが、以前に市役所のそばに、非常に音の出る金属類の処理場所が、市役所のそばにあったのを、音がうるさいからといって、

私たちがここに住んでいる、住み始めて1年後かそこらですね、桜が丘へ持っていったという。音がうるさいから桜が丘へ持っていったというのが市議会の議事録に残っています。ですから、市役所はそういう考えで、桜が丘を考えたいのだと私は思います。だから東大和市にその辺も、やっぱりもう一度、疑問を問いかけてたいと思います。これは前に、説明会があったときにも私はそれを申し上げたんですけれども。

それからさらに6品目の中の2品目が選ばれたということですが、6品目の中で、我々が今まで、陳情書なんかで非常に心配をして申し上げていた、VOCの被害もあるので、少なくともこれは下げてくださいという話をしていたのですけれども、なぜ2品目に絞った後も、これらが含まれているのか、その辺もちょっと、私のほうでも理解できませんので、そういった疑問をきょうは申し上げておきたいと思います。以上で私のきょうの意見は終わります。

【計画課補佐】

ご意見としていただきたいと思います。

長時間、ありがとうございます。予定した時間がまいりました。どうしてもこれだけは言っておきたいところがあれば。

【住民】

すみません、数字の確認だけ。

【計画課補佐】

じゃあ最後にさせていただきます。

【住民】

レジユメの2ページの、トラックの搬入、1日120台程度ということですが、施設作業時間が午前8時から午後5時ということで、搬入時間もその時間に限られるかどうかというのが1点目と、原則として、土曜、日曜の、搬出はないということは、搬入は土曜、日曜でもやっていきますよという理解でいいのでしょうか。この2点だけお願いします。

【計画課補佐】

月曜日から金曜日の作業で、8時から5時というふうに考えてございます。その間は、基本的には収集車両を受け付けるということになりますが、そのように理解していただきたいと思います。あと原則として、土曜日、日曜日の搬出はない。搬入もないわけですが、搬出、土日にする場合を6品目施設では考えておりました。それと対比する形で、

このような表現をしております。よろしいでしょうか。

長時間、ありがとうございました。司会をお返しいたします。

【計画課長】

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。皆様からさまざまな意見をいただいております。ありがとうございます。これをもちまして、本日の説明会を終わらせていただきます。ありがとうございました。